

遠軽町告示第16号

特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請について

次の工事について、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）を活用した指名競争入札を執行するので、遠軽町建設工事共同企業体運用基準（平成27年遠軽町訓令第1号。以下「運用基準」という。）に基づき、特定企業体の入札参加資格審査申請について公示する。

令和6年3月18日

遠軽町長 佐々木 修一

1 対象工事

- (1) 工事名 令和6年度 東小学校長寿命化改修工事（機械設備）
- (2) 工事場所 紋別郡遠軽町1条通北5丁目1番地1
- (3) 工期 契約後（5月上旬）から令和7年2月28日
- (4) 工事概要 暖房設備改修
- (5) 概算工事費 49,599千円

2 資格審査

- (1) 受付期間 令和6年3月18日から令和6年4月1日まで
(土曜日、日曜日及び休日を除くものとする。)
- (2) 受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- (3) 受付場所 紋別郡遠軽町1条通北3丁目 遠軽町役場総務部情報管財課
- (4) 提出方法 郵送又は持参提出とする。

3 特定企業体の要件

特定企業体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 構成員の数は、2社又は3社とする。
- (2) すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。（構成員の最小出資比率は、2社の場合は30%、3社の場合は20%とする。）
- (3) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (4) 運用基準4-(4)の規定により算出した管工事の総合評定数値が700点以上であること。

4 構成員の要件（共通）

すべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 令和5・6年度遠軽町競争入札参加資格者名簿において管工事の資格を有しており、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業許可のうち管工事業の許可を受けてから4年以上の単体企業であること。
- (2) 遠軽町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成17年遠軽町告示第14号）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽町告示第11号）
第3条の規定による競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の遠軽町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 遠軽町内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
- (6) 発注工事に対応する許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (7) 発注工事に係る設計業務の受託者ではないこと又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
設計業務の受託者：株式会社中原建築設計事務所（旭川市）
- (8) この入札に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (9) 他の特定企業体の構成員として、この入札に参加する者でないこと。

5 代表者の要件

- 代表者は、次の要件を満たすものとする。
- (1) 出資比率が構成員中最大であること。ただし、同率は認めない。
 - (2) 令和5・6年度遠軽町競争入札参加資格者名簿の管工事の格付等級が構成員中最高であること。

6 提出書類

- 資格審査申請に際しては、次に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
 - (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）
 - (3) 委任状（代表者への他構成員の委任）
- ※ 様式は、北海道の様式に準ずるものとする。
- ## 7 その他
- (1) 特定企業体と単体企業の混合入札を予定する。ただし、特定企業体のみによる入札を行う場合がある。
 - (2) 契約を締結した場合は、共同企業体編成表を提出すること。
 - (3) 本手続は、当該工事に係る年度開始前からの準備行為として行うものである。